【電子申請用】

令 和 8 年 度物 品 供 給競争参加資格審査申 請 要 項

近江八幡市総務部 管財契約課

近江八幡市物品供給競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する物品供給の競争入札に参加を希望する方は、以下の要領により申請してください。なお、登録は令和8年度発注分(1年間)について有効です。

- 1 審查基準日 令和7年12月1日
- 2 受付日時及び提出方法
 - (1) 受付日時 令和7年12月 1日(月)午前9時から 令和7年12月12日(金)午後5時まで
 - (2) 提出方法 近江八幡市ホームページに掲載する申請 URL からオンラインにて申請

<u>申請内容の審査完了次第、申請の際に登録していただいたメールアドレス宛に、メールにて完了</u> 通知を送信します。別途書面等での通知は行いません。

3 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において総ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、及び生計を共にする者を、法人である場合にはその役員、及びその支店又は常時物品の納入等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者。
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定 する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認 められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認 められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしていると認められるとき。
- (4) 取扱品目について、法律上必要とする許可・登録・資格を受けた者であること。(その必要がない場合は除く。)
- (5) 申請される事務所において、事務職員の適正な配置で業務が行われていること。
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の3及び近江八幡市税条例(平成22年近江 八幡市条例第77号)第44条の規定による市県民税の特別徴収を行っていること。(対象者 がいない者、及び市外で登録する者を除く。)

4 有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

5 入札参加希望品目

入札参加希望品目は、別表1に掲げるとおりで、入札参加が認められるのは、1業者5品

目以内とする。

6 用語

市 内 近江八幡市内の本店(本社)又は支店(営業所)で登録しようとする者 市 外 近江八幡市外の本店(本社)又は支店(営業所)で登録しようとする者

市内(県登録) 近江八幡市内の本店(本社)又は支店(営業所)で登録しようとする者の うち、滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格を 有する者(予定を含む)※

市外(県登録) 近江八幡市外の本店(本社)又は支店(営業所)で登録しようとする者の うち、滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格を 有する者(予定を含む)※

※入札等における取扱いは変わりませんが、提出書類を一部省略することが可能です。

7 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

近江八幡市ホームページに掲載する申請 URL からオンラインにて申請。 ※別紙で申請手順書あり。

(2) 提出書類(「提出」はすべてオンライン申請上に「添付」することをいう) <u>滋賀県有資格者名簿に登録されている県登録業者の方につきましては提出書類の一部が省略</u> されますのでご確認ください。

これがようシンととは関節へ行となる。						
提出書類	市内	市外	市内 (県登録)	市外 (県登録)		
①登録証、許可証、認定書、資格証等 (該当する業者のみ)	Δ	Δ	Δ	Δ		
②納税証明書(写)※1 (未納がないことを証するもの)	国税	0	0			
	都道府県税	0	0			
	市税	0		\circ		
③商業登記簿謄本(写)※1(法人のみ)		\triangle	\triangle			
④滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る 競争入札参加資格審査申請の結果通知(写)				○※2	○※2	

- ※1 審査基準日より3箇月以内のものに限る。
- $\frac{2}{2}$ 申請時点で、滋賀県の結果通知(写)を添付できる場合に限る。後日提出は認めない。 「 \bigcirc 」については必須項目、 $[\triangle]$ については該当する場合のみ提出が必要

8 提出書類作成上の留意事項

- (1) 要領等について
 - ② 競争参加資格審査申請について (全業者必須)
 - ア 新規・更新の区分:近江八幡市の名簿に初めて登録する場合は新規、過去に一度でも 登録がある場合又は現在登録の希望業種を変更したい場合は申請フォームで「業者番号」 を入力すること。
 - イ 申請者:住所、商号又は名称及び代表者氏名は、本社(本店)について入力すること。 なお、個人事業主の場合は屋号等の商号も必ず入力すること。
 - ウ 委任先:本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任 する場合は入力すること。
 - エ 連絡担当者名及び担当者連絡先:本申請について、本市より問い合わせを行うときに 連絡する担当者及び連絡先を入力すること。
 - オ 希望品目:別表1を参照のうえ、品目番号・具体的な品目名を選択すること。
 - カ 許可・資格等の名称:別表1を参照のうえ、②のとおり登録証、許可証、認定証、資格証等を添付すること。なお、法律上の許可等を必要としない業務については、提出の必要はない。
 - ク 経営規模:営業年数を入力すること。
 - ケ 従業員数:常勤の役員を含む技術職員及び事務職員の合計数(正規雇用者のみ)を入

力すること。

② 登録証、許可証、認定証、資格証等(写)--(発行官公署の様式)(該当する業者のみ)

ア 別表1において必要な添付書類が掲げられている取り扱い品目での登録を希望される場合は、当該書類データを提出すること。

イ 別表1において必要な添付書類が掲げられていない取り扱い品目であっても、物品の 取り扱いに関し、法律上必要とする許可・登録がある場合は、許可証等の写しを提出す ること。

ウ 許可・登録の必要がない取扱品目を希望する場合は、提出の必要はない。

③ 納税証明書(写)---(発行官公署の様式)(県登録は省略可)

ア 下表で該当するものを提出すること。

TX CM T T TO C C C C C C C C C C C C C C C C					
市内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの Ⅱ 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの Ⅲ 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの				
市外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの Ⅱ 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの				
市内(県登録)	I 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの 国税・県税は省略可				
市外(県登録)	いずれも省略可				

イ 審査基準日の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

ウ 国税に未納がない証明(交付場所:本店所在地を所轄する税務署)

以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。(電子納税証明書を印刷したものも可とする。)

本店所在地の税務署で交付する未納税額のない証明書(その3)又は、

法人の場合:「法人税」「消費税及び地方消費税」(その3の3)

個人の場合:「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」(その3の2)

エ 都道府県税に未納がない証明(交付場所:各(都道府県)税事務所)

本社登録する場合は本社の所在する都道府県の、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「<u>都道府県税に未納</u>(滞納)がないこと」とする。都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等にお問い合わせ下さい。

なお、「都道府県税に未納(滞納)がないこと」を証明する納税証明書が発行されない 都道府県については、直近1事業年度分の「法人県(都道府)税」「法人事業税」の納税 証明書(未納がないもの)の提出で可とする。

オ 近江八幡市税に未納がない証明(交付場所:近江八幡市役所)

収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けてください。証明書の発行については手数料、委任状等必要となりますので事前に収納課にご確認ください。

※新規法人化したばかりで証明書が発行できない方に関しては、「法人設立(開設)申告書」又は「個人事業の開業届出書」を提出すること。

④ 商業登記簿謄本(写)---(管轄法務局の様式)(県登録は省略可)

ア 法人で登録を受ける場合は添付すること。

イ 審査基準日の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

⑤ 誓約(全業種必須)

ア 近江八幡市暴力団排除条例(平成 23 年近江八幡市条例第 25 号)第 6 条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、「私は上記の事項に誓約します。」にチェックすること。

- ⑥ 滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査申請の結果通知 (写) --- (県登録のみ必須)
 - ア 滋賀県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る有資格者名簿に登録(予定)の者で 市内(県登録)又は市外(県登録)で登録を希望する者のみ提出すること。
 - イ 最新(令和8年度有効)のもので必ず結果通知を提出すること。
 - ウ 県登録で申請する場合において、滋賀県の登録とは別の営業所等での登録を希望する 場合は、滋賀県に登録した本店(又は営業所等)がある都道府県と、本市に登録を希望す る営業所等(又は本店)がある都道府県が同一である場合にのみ可とする。
 - エ 本市に申請する時点で、滋賀県からの結果通知が添付できない場合は、認めない。
- 10 申請書提出における注意事項
 - (1) 申請受付期間以外では受付しない。
 - (2) 入力内容、提出書類が著しく不足や異なる場合は受付をしないので、十分確認すること。
- 11 申請後の変更について
 - (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等に記載事項に変更が 生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を 提出すること。
 - (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は、近江八幡市指定様式により作成すること。
 - (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は、持参又は郵送等とする。
 - (4) 法律上必要とする登録の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。
- 12 登録取消等の処置
 - (1) 競争参加資格審査申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止の措置を講じることがある。
 - (2) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがある。なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行う。

13 その他

- (1) 入札参加希望品目の変更は、次年度以降に新たな申請により受け付けるものとし、変更届による受付は行わない。
- (2) 近江八幡市では市内に本店がある者に対して優先的に発注を行っております。その旨を充分理解したうえで登録していただくようお願いします。
- (3) 近江八幡市ホームページにて、本要項に関する補足の掲載、よくある質問等に回答することがあるので確認して下さい。
- 14 問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地

電 話 0748-36-5525 (直通)

0748-33-3111 内線 418, 419

別表1

		取 扱	<u>品目表</u>	
分類	品目番号	品目	摘 要	必要な添付書類
文	0 1 1	文 具	文房具・用紙・印章・一般教材等	
具	0 1 2	事務機器	計算機・複写機・輪転機・チェックライター等	
家具	0 2 1	家具	机・椅子・保管庫・金庫・書架・建具・物置・ 室内装飾品等	
印刷	0 3 1	印 刷	凸版印刷・平版印刷・軽印刷(PTO) フォーム印刷・製本等	
書 美籍 術	0 4 1	書籍	本・新聞・地図等	
相即品	0 4 2	美術工芸品		
車	0 5 1	自 転 車	自転車・バイク等	
両	0 5 2	自 動 車	自動車・特殊自動車・自動車用品等	
写 光真	0 6 1	フィルム ・DPE	フィルム・DPE等	
学・機器	062	図 面 焼 付	第二原図等	
	063	カ メ ラ ・ 光 学 機 器	カメラ・映写機・望遠鏡・写真用品等	
	071	家庭電化製品	家庭電化製品・照明器具・電池・生テープ等	
電気	072	O A 機 器	コンピュータ・同関連装置・同関連消耗品等	
機	073	重電機器	変圧機・発電機等	
器	074	通 信 ・ 視 聴 覚 機 器	無線送信装置・放送機器等	
医	081	医療機器	レントゲン装置・血圧計等	
療	082	医療介護衛生材料	包帯・医療用酸素・医療介護衛生材料等	
理測	091	理化学機器		
化量学機	092	測 量 ・度 量 衡 機 器		
	1 0 1	厨房機器	業務用厨房機器等	
諸	102	冷暖房機器	空調装置・石油ストーブ等	
機器	103	ガ ス・水 道 機 器		
	104	その他機器		
機械	1 1 1	土 木 ・ 建 築 機 械		
	1 1 2	その他機械		

() VET		н				2/2
分類	品目番号	品	目		摘要	必要な添付書類
交消通防	121	消防器	具		消火器・消防ポンプホース等	
	1 2 2	交 通 安	全 用	品		
薬品	1 3 1	医 薬 品				薬師法による医薬 品販売許可証(写)
	1 3 2	化 学 ・エ 業	薬品		活性炭・殺虫剤等	
	1 3 3	農業薬	品			
	1 3 4	飼料•	肥料			
燃塗料料	1 4 1	燃	料		ガソリン・灯油・LPガス等	揮発油等の品質の 確保等に関する法 律による揮発油販 売業の登録通知書 (写)…ガソリンのみ
	1 4 2	塗	料		ペイント・シンナー等	
食糧	151	食 糧 品			食糧品・茶等	
楽	161	楽	器		洋楽器・和楽器・レコード・CD・テープ	°等
運器動・	162	運動具			スポーツ用品・カップ・メダル・旗・腕章	·等
具	164	遊	具		ブランコ・ジャングルジム・テント等	
衣料	171	衣	料		事務服・作業服・雨具・ヘルメット・履物 カバン・軍手等	1
寝· 具	173	寝	具		布団・まくら等	
雑	181	時 計 •	貴 金	属	時計・宝石等	
貨	184	荒物•	雑 貨		荒物・金物・台所用品・食器等	
看 花	191	看 板 ・	塗 装			
板	192	生 花 ・	種苗			
資 材	2 0 1	工事用	資 材		木材・石材・セメント材・鋼材等	
	202	その他	の資	材	建具・ガラス等	
	2 1 1	その他	の物	品		